

お知らせ

1011326 住宅改修に伴う 固定資産税の減額制度

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った場合、一定の要件を満たせば翌年度の固定資産税の一部が減額される可能性があります。

■耐震改修

要件 昭和57年1月1日以前に建築された住宅に、現行の耐震基準に適合する改修工事を施工したとき

減税額 翌年度分の当該家屋分の固定資産税の2分の1

■バリアフリー改修

要件 高齢者や障害のある人が居住し、新築日から10年以上経過した住宅にバリアフリー改修工事を施工したとき

減税額 翌年度分の当該家屋分の固定資産税の3分の1

■省エネ改修

要件 平成26年4月1日以前に建築された住宅に、現行の省エネ基準に新たに適合する改修工事を施工したとき

減税額 翌年度分の当該家屋分の固定資産税の3分の1

その他 詳細は市HPで確認
問合せ 税務課資産税係 ☎内

線3016

決算説明会

沼田税務署は12月12日(火)から14日(木)に、青色申告会の協力の下、決算説明会を開きます。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。

問合せ 沼田税務署個人課税部門記帳指導担当 ☎22・2133 (ダイヤルイン)

年金の社会保険料控除 納め忘れに注意を

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、1年間に年金保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

納付者には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が次の期間に送付されますので、大切に保管してください。

【1月1日〜10月2日までに納付した人】10月下旬から11月上旬に送付

【10月3日〜12月31日までの間に、今年初めて納付した人】来年2月上旬に送付予定

※マイナポータルで電子送付希望の登録ができます。(登録すると郵送がされなくなり、送付時期も変わります) ※詳しくは、日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp>)

1013749 証明書コンビニ交付 サービスの休止

テラス沼田の電気設備定期点検に伴う停電作業と戸籍システム改修作業のため、証明書コンビニ交付サービスをご利用できません。

休止日 11月10日(金) 午後6時〜11日(土) 午後6時、11月22日(水) 午前6時30分〜10時、11月30日(木) 終日、12月15日(金) 午後6時〜18日(月) 午前9時

問合せ 市民課管理戸籍係 ☎内線3005

1009583 コミュニティ助成事業

(公財)群馬県市町村振興協会は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの収益を財源としたコミュニティの

健全な発展のため、自治会のコミュニティ活動への助成をしています。今年度は、4つの行政区が助成を受けました。



- ①高橋場町住民センター LED 照明器具設置
- ②碓田町公民館 屋根塗り替え
- ③④町田町西公民館 エアコン・物置設置
- ⑤白沢町下古語父集会所 エアコン設置

問合せ 市民協働課協働推進係 ☎内線3005

県営住宅11月定期募集

申込期限 11月15日(水)
問合せ 県住宅供給公社 ☎027・223・5811

広告